

食品安全委員会プリオン専門調査会

第91回会合議事録

1. 日時 平成27年6月3日（水） 10:00～11:30

2. 場所 食品安全委員会大会議室（赤坂パークビル22階）

3. 議事

- (1) スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
- (2) デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
- (3) その他

4. 出席者

(専門委員)

村上座長、永田専門委員、中村優子専門委員、中村好一専門委員、八谷専門委員
福田専門委員、眞鍋専門委員、山本専門委員、横山専門委員、筒井専門委員

(食品安全委員会)

熊谷委員長、佐藤委員

(説明者)

厚生労働省 三木輸入食品安全対策室長

(事務局)

姫田事務局長、鋤柄評価第二課長、高崎評価調整官、田中課長補佐、本山係長、
大快係員、大西技術参与、小山技術参与

5. 配布資料

- 資料1—1 スイス及びリヒテンシュタインのBSE対策の経緯等について
- 資料1—2 EUにおける特定危険部位（SRM）の範囲の見直しについて
- 資料1—3 スイス及びリヒテンシュタインの出生年別のBSE発生状況等
- 資料2 デンマーク評価書（案）たたき台
- 参考資料1 食品健康影響評価について
「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓について」

- 参考資料 2 食品健康影響評価について
 「デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓について」
- 参考資料 3 OIEのBSEリスクステータスの状況

6. 議事内容

○村上座長 ただいまから、第91回「食品安全委員会プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は10名の専門委員が御出席でございます。欠席の専門委員は、門平専門委員、堂浦専門委員、水澤専門委員、山田専門委員の4名でございます。

さらに、食品安全委員会からは2名の委員に御出席をいただいております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料でございます「第91回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」を御覧いただきたいと思っております。

それでは、議事に入ります前に、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

○田中課長補佐 配付資料の確認の前に、クールビズということで5～10月末までの間、軽装を励行させていただいておりますので、御協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに7点でございます。

資料1—1、スイス及びリヒテンシュタインのBSE対策の経緯等について。

資料1—2、EUにおける特定危険部位（SRM）の範囲の見直しについて。

資料1—3、スイス及びリヒテンシュタインの出生年別のBSE発生状況等。

資料2、デンマーク評価書（案）たたき台。

参考資料1、食品健康影響評価について「スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓について」。

参考資料2、食品健康影響評価について「デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓について」。

参考資料3、OIEのBSEリスクステータスの状況。

以上の資料を用意いたしております。

不足の資料はございませんでしょうか。

なお、これまでの評価書等及び今回の諮問に係る提出資料等は、既に専門委員の先生方には送付いたしておりますが、お席後ろの机の上にファイルを用意しておりますので、必要に応じ御覧いただきますようお願いいたします。

また、傍聴の方に申し上げますが、専門委員のお手元にあるものにつきましては、著作権の関係と大部になりますことなどから、傍聴の方にはお配りしていないものがございます。調査審議中に引用されたもののうち閲覧可能なものにつきましては、調査会終了後、事務局で閲覧できるようにしておりますので、傍聴の方で必要とされる場合はこの会議終了後に事務局までお申し出いただければと思います。

以上です。

○村上座長 それでは、事務局から平成15年10月2日、食品安全委員会決定の「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告します。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日、委員会決定の2（1）に規定する「調査審議等に参加しないこととなる事由」に該当する専門委員はいらっしゃいません。

以上です。

○村上座長 提出いただきました確認書につきまして、相違はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入る前に、前回の専門調査会での審議内容について、振り返りたいと思います。

まず、諮問事項「デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」について、厚生労働省から諮問内容の説明が行われました。

次いで、評価手法及び今後の審議の進め方等について、委員の先生の御意見を踏まえて私から提案をし、評価手法については2012年10月の評価書と同様とし、米加仏蘭、アイルランド、ポーランド、スウェーデン、ノルウェーと同様、まずは審議内容1及び2の規制閾値が30か月齢までの部分を審議することとなりました。

以上を踏まえ、評価書のたたき台については、厚生労働省提出資料に基づいて起草委員会に検討を依頼することとなりました。

それでは、議事1を開始いたします。

本件は、本年5月14日に厚生労働省からスイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価についての諮問があり、5月19日の食品安全委員会で本専門調査会での審議を依頼されたものです。

最初に厚生労働省の三木輸入食品安全対策室長から、諮問内容等の説明をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○三木輸入食品安全対策室長 おはようございます。厚生労働省の三木でございます。

それでは、最初にスイス、リヒテンシュタインについての御説明をさせていただきます。

資料1—1と書いてあるA4の横の資料と、もう一つ、参考資料1というのが諮問文でございます。まず、参考資料1を御覧いただきまして、諮問について簡単に御説明をさせていただきます。

今、座長からお話がございましたように、これについては、先月5月14日付で諮問をさせていただきますところでございます。裏面を見ていただきますと、諮問の背景、趣旨、具

体的な諮問内容、今後の方針が書いてございます。

このたび、スイスとリヒテンシュタインを同時に諮問させていただきますのは、BSE対策等に関しまして、スイスの法規制がリヒテンシュタインにも適用されており、リヒテンシュタインの食品獣医局はスイスの一州政府の獣医部局や食品検査部局と同等の立場でもって管理措置が行われているということが背景にございます。

まず、「1 諮問の背景及び趣旨」でございますが、これは従来説明しているとおりでございますけれども、2001年以降、BSE発生国については、法的に牛肉、その加工品等について輸入を禁止するという対応してきておりまして、スイス、リヒテンシュタインについても同様の対応をとってきているところでございます。

「2 具体的な諮問内容」でございますけれども、(1) 月齢の制限については、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクの比較。それから、(2) SRMの範囲についても、現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクの比較ということで、これまでの諮問と同様の内容となっております。

さらに、上記(1)(2)の評価を終えた後に、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値を上げた場合のリスクを評価していただきたいということもこれまでの諮問と同様の内容でございます。

「3 今後の方針」といたしましては、今回の諮問に対して答申を頂いた段階で、その評価結果を踏まえまして、必要な管理措置の見直しを行う予定としてございます。

続いて、資料1-1でございます。1枚おめくりをいただきまして、まずBSE対策の経緯でございます。まず、スイスとリヒテンシュタインの背景情報としまして、スイスにつきましては、牛の飼養頭数がおおむね160万頭ぐらいという規模でございまして、と畜頭数はその3分の1程度ということで、年間65万頭ぐらいという規模でございます。

リヒテンシュタインについては、牛の飼養頭数はおおむね6,000頭ぐらいということで、と畜頭数は大体その3分の1でございまして、年間2,000頭ぐらいということでありますけれども、大体そのうちの100頭ぐらいがリヒテンシュタインのと畜場でと畜をされておりまして、残りの1,900頭ぐらいはスイスに行って、スイスのと畜場でと畜をされているという状況になってございます。

資料の2ページ目「スイス・リヒテンシュタインのBSE対策の経緯」でございましてけれども、いくつかスイス側にまだ確認をしている事項もございまして、暫定版ということにさせていただきます。

飼料規制についてですけれども、1990年には肉骨粉の反すう動物への使用禁止。その後、2001年にはEUと同様に、全ての動物に由来するたん白質の家畜用飼料への使用禁止ということで行ってございます。

生体牛の輸入については、1990年に英国からの輸入を禁止してございまして、その後、

1996年には乳動物由来たん白質の反すう動物飼料への使用禁止措置を行っている国からの生体牛のみの輸入を許可するというような対応を行っております。

EUからの生体牛の輸入につきましては、EUにおける飼料規制に伴いまして、2001年3月とか、7月以降に生まれた牛に限定しての輸入ということで行われておりまして、EUの加盟国以外からは2000年から禁止というような状況になってございます。

2003年の記載については、今、スイス側にこの年で良いのかどうかということを確認しているというところでございます。

1999年には健康と畜牛のBSE検査とか、緊急と畜牛、死亡牛のBSEサーベイランスを開始してございますが、この際、30か月齢超ということを書いてございますが、この月齢についてはスイス側に確認をしているところでございます。

現在、EUと同様に、2013年に健康と畜牛のBSE検査を廃止しておりまして、48か月齢を超える緊急と畜牛、死亡牛のサーベイランスというような状況になってございます。

SRMの規制につきましては、1993年より133℃ 3気圧20分ということでの処理を条件としておりまして、2004年からはEUの規則に沿った規制というようになってございます。

スイスからの輸入につきましては、ここには書いてございませぬけれども、2001年まで禁止をするまでの約5年間で、牛肉加工品が大体430キロぐらい輸入されているという状況でございまして、リヒテンシュタインからの輸入はないというような状況になってございます。

続いて1枚おめくりをいただきまして3ページ目になりますけれども、世界のBSE発生件数の推移のグラフでございまして、BSEにつきましては、この表の真ん中より少し下ぐらいですけれども、スイスで467頭、リヒテンシュタインで2頭ということで発生をしてございます。リヒテンシュタインの2頭につきましては、表の下の（注2）ということではありませぬけれども、2頭とも1998年に発生をしたものという状況でございまして。

また、これらの出生につきましては、スイスの2003年と2005年生まれの2頭を除いて完全飼料規制の2001年以前の生まれというような状況でございまして。

スイスで発生した467頭のうち非定型のBSEが4頭ございまして、月齢が82～188か月齢までというような形になってございませぬけれども、このうち82か月齢の牛はH型ということで判明しておりまして、ドイツから輸入をされた牛となっております。

残りのうち2頭につきましては、L型、H型とは異なった型別ということになっておりまして、さらにもう一頭の型別についてはスイス側に確認をしているところということでございます。

以降は参考資料的になりますけれども、4ページ目は「各国のBSE検査体制」ということで、上段が食肉検査、下段がサーベイランスの状況を示したものとなっております。

5、6ページが各国のSRMということございまして、6ページにスイス、リヒテンシュタインということ載せてございまして、EUについては、先月SRMの範囲を改正しておりまして、これは後ほど御説明させていただきますけれども、スイス、リヒテンシュタインにつ

いては、改正前のEUの規則と同じ内容ということになってございます。

最後、7ページ目は「飼料規制」になっておりますけれども、EUと同様となっております。

簡単ですけれども、資料の説明は以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

補足がありますか。

○三木輸入食品安全対策室長 もう一つございまして、資料1—2になります。

先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、EUにおいてSRMの範囲の見直しが先月ございましたので、これについて御説明をさせていただきます。

2ページついておりますけれども、5月7日に官報で公表されておりました、5月27日からの施行ということになってございますが、旧と新とを御覧いただきますと、これまで全月齢の十二指腸から直腸までの腸管をSRMとして規定してございましたが、5月27日からは全月齢の小腸の後部4メートル、盲腸に変更をしております。これについては、2014年2月のEFSAの科学的意見書に基づいて行われた措置というように伺っております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○村上座長 ありがとうございます。

次に、事務局に資料を用意してもらいましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、説明をさせていただきます。資料1—3を御覧ください。「スイス及びリヒテンシュタイン：BSE検査対象月齢の推移」についてご説明いたします。

こちらの資料は、先ほど厚生労働省から説明がありました、健康と畜牛、死亡牛などの検査月齢の推移についてわかりやすく表にしたものです。内容については、先ほどの健康と畜牛から緊急と畜牛までは厚労省の説明と同じとなります、厚労省で一部確認中の部分もございます。

臨床症状牛につきましては、1990年12月より全月齢を対象としたパッシブサーベイランスが開始されておりました、1998年より18か月齢超の全頭を対象とした検査が行われているということです。

こちらでも一部確認中のものがございまして、スイスの回答書によるとこういった記載がございまして。

裏をめくっていただきまして、「スイス：出生年別摘発状況」になります。

スイスにおきましては、先ほど御説明ありましたように、これまで467頭のBSE牛が確認されております。表の2000年と2001年の間に四角がございまして、全ての動物由来たん白質の家畜用飼料を禁止ということで、完全飼料規制が2001年1月に導入されまして、その後確認されました陽性牛は2003年生まれと2005年生まれで、これはどちらも非定型ということになります。

この2003年と2005年の下に花のようなマークがついております。これは1985年と1995年にもございまして、このマークが、この年に生まれたものについては非定型を含む

というマークになっております。

飼料規制後に生まれた検査陽性牛につきましては、下に表を作成しております。

まず、No.1になりますけれども、2003年9月生まれで、確認年につきましては2011年となっております。月齢につきましては、91か月齢ということで、死亡牛で確認されたということです。型別については非定型とありますけれども、LともHとも異なる型との報告がございます。

次に、No.2になりますけれども、2005年4月生まれで確認年が2012年、月齢は82か月齢で緊急と畜牛ということで、こちらは非定型H型と確認されております。No.2につきましては、ドイツからの輸入牛ということでございます。

こちらの非定型でLともHとも異なる型なのですけれども、スイスではもう一頭見つかっております。1995年生まれで、188か月齢の緊急と畜牛ということなのですけれども、こちらの2頭がスイスでは非定型ですがLともHとも異なる型ということで報告がされております。

この2頭につきましては、2012年10月の評価書に記載がございます。お席後ろに御用意しております過去の評価書（参考）というファイルの7番目、BSE対策の見直しに係る食品健康影響評価の75ページを御覧ください。

75ページの太字で「3 非定型BSEプリオンの感染性」とある上の5行で、こちらの非定型でLともHとも異なるタイプのBSEの報告について記載がございます。

読み上げさせていただきますと、スイスにおいて2011年に農場で死亡し、BSE検査で陽性となった臨床症状のみられない8歳齢の牛及びと畜場でBSE検査陽性と認められた15歳齢の牛の2頭の脳幹を用いたウェスタンブロットの結果、定型BSE及び従来の非定型BSEであるH-BSE及びL-BSEとは異なったタイプのBSEが報告されたが、詳細については報告されていないということで、この時点ではこのような形で記載されているところです。

資料1-3に戻りまして、スイス産の牛では定型BSEは2000年1月生まれを最後にこれまでの15年間、非定型BSEについては、スイス産の牛では2003年9月生まれを最後にこれまでの11年間発生は確認されていないという状況になります。

リヒテンシュタインにつきましては、BSE牛は2頭確認されております。一番下に表を作成しておりますけれども、2頭につきましては、1991年生まれで約7歳の定型BSE、また、1993年生まれということで約5歳の定型BSEについて確認がされております。1993年生まれが最終発生で、現時点で20年以上が経過しているという状況となっております。

事務局からの説明は以上になります。

○村上座長 ありがとうございます。

この諮問案件につきましても、これまでと同様慎重に審議していきたいと考えております。

ただいまの厚生労働省及び事務局からの説明について、今後十分に議論を深めるためにも、積極的に御質問や御意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

いくつかの点につきましては、まだ先方国に照会中、確認中というところもあるということでございますね。議論のポイントとしては、一つは一緒に諮問内容が挙がっておりますけれども、全体に対しての問題。先ほど事務局からも説明がありましたけれども、非定型のLともHとも異なったものということについて。それから、EUの改正に伴うSRMの範囲が見直されたということで、それに関する事。こういったところが議論のポイントになるかと思えます。

いかがでございましょうか。

○筒井専門委員 ちょっとわかれば教えていただきたいのですが、これはスイスとリヒテンシュタインは同じように扱うということで、その場合の先ほど法整備、法体制というのが、リヒテンシュタインというのは完全にスイスと同じということでお話があったのですが、制度、法的な整備というものは大体同じであろうと考えてよろしいのですか。

○三木輸入食品安全対策室長 体制としては、リヒテンシュタインはリヒテンシュタインで組織はありますけれども、法的な管理の体制については全部スイスの法律に基づいてやっておりますので、先生がおっしゃるように、同じと考えてよろしいかと思えます。

○村上座長 ほかにございませんか。

○姫田事務局長 資料1-1の6ページのSRMの範囲ですけれども、確認ですが、4本の切歯が生えた個体の脊柱と書いてありますが、これは基本的に4本の切歯が生えたというのは、30か月齢以上とみなすという考え方で規定されているのでしょうか。

○三木輸入食品安全対策室長 そのとおりでございます。

○村上座長 ほかにございませんか。

では、私から、非定型4頭のうちHでもLでもないという、その後の状況について、現状を厚生労働省なり事務局で把握されていることもあるかもしれませんが、わかればお願いいたします。

○田中課長補佐 先ほど御紹介しました2012年10月評価書で引用した文献に、伝達性試験を実施中という記載がございましたので、事務局で新たな知見や文献の有無について確認しましたが、現時点では確認できておりません。

○三木輸入食品安全対策室長 必要でありましたら、スイスの当局に照会をして確認をさせていただきます。

○村上座長 わかりました。

委員の先生方の中で、これについての知見をお持ちの方はおられませんか。横山専門委員、いかがでしょうか。

○横山専門委員 特に知見は持ち合わせていないのですが、この論文が発表されたときに、同じ雑誌の5月号のところで、ニュージーランドの方が正常たんぱく質の切れ残りの可能性を指摘して、それに対する反論の中で、現状伝達性試験をやっているので否定も肯定もできないというようなスイス側の記載もありますので、問い合わせをされるときに、スイスとしてどのような判定をしているのか、また今の伝達性試験の実施状況も、発

表からかれこれ3年ぐらいたっていますので、そのあたりもあわせて問い合わせさせていただきたいかと思えます。

○村上座長 では、そのことを厚生労働省から御照会いただければと思います。

○三木輸入食品安全対策室長 わかりました。

○田中課長補佐 ただいまお配りさせていただいた机上資料につきましては、2012年10月評価書の参照文献と、横山専門委員から言及のございました、その後に出た文献です。

最初の参照文献につきましては、伝達性試験実施中ということがありますけれども、その後の状況はわかっていないという状況になりますので、確認を厚労省にお願いしたいと思えます。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。お願いします。

○福田専門委員 スイスの一番最後に発見されたのがドイツの輸入牛ということなのですが、国全体で輸入された生体数というのはわかりますか。EUから多分いくらか輸入されていると思えます。もしわかれば教えてください。

○本山係長 後ろにご用意しております、「スイス回答・参考資料」という資料を御覧いただけますでしょうか。

今、福田先生からの御質問は、スイスに輸入された生体牛の量ということでよろしいでしょうか。資料1の12ページから生体牛の輸入の状況が国別、年別に記載をされておまして、多い年には7,000という頭数の輸入がされております。

輸入牛の規制につきましては、先ほど厚労省から説明がありましたように、順次必要に応じて輸入規制がとられているものと考えております。

○村上座長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、スイスとリヒテンシュタインに関する質問はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 また、EU規則の改正に伴うEUのSRMの範囲の見直しについては、過去に評価を行ったEU各国の健康影響評価に影響を及ぼすものではないというように考えておいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、三木室長ありがとうございます。

先ほどの質問等につきまして、追加資料の提出をお願いすることになると思えますけれども、御対応どうぞよろしくお願いたします。

では、今後、諮問されました件について審議していくということになりますけれども、本日は今後の進め方について議論したいと思えます。

まず、私から案を提示させていただきますので、それらに対しまして御意見を頂戴したいと思えます。

まず、評価手法については、2012年10月の評価書と同様としてはどうであるかという点。

次いで、米加仏蘭、アイルランド、ポーランド、スウェーデン、ノルウェーと同様、まずは諮問内容1及び2の規制閾値が30か月齢までの部分を審議してはどうかという点。

3番目としましては、感染試験、非定型BSE、variant CJDについては、2012年10月の評価書以降に、評価結果に影響を与える新たな科学的知見はないと考えられるため、ひとまずは記載しないことにしてはどうかということ。

最後に、評価書のたたき台については、厚生労働省提出資料に基づいて、起草委員に検討を依頼することではいかがでしょうか。

以上、よろしいでしょうか。

○山本専門委員 1点だけ確認させてください。

諮問は一括してスイス、リヒテンシュタインで来ているのですけれども、評価書もそれを包括した形でといいますか、別々で書き分けるというわけではないのですか。

スイスはスイス、リヒテンシュタインの部分はリヒテンシュタインの部分といいますか、同じように書いていくと、最後に評価書まとめということになると、書きにくいところも出てくるかと思いますが、その辺はこちらに書きぶりは任せていただけるということでしょうか。両方一括して聞かれているわけですが、返すときの返し方として、スイスの部分ではまとめはこう、リヒテンシュタインのまとめはこう、そのような感じの返し方でよろしいでしょうか。

○三木輸入食品安全対策室長 どちらでもといいますか、国としては当然別の国でございますので、日本として輸入時の管理措置を求める場合には、当然別々の国としての対応をさせていただくということになります。評価については一緒でも別々でも、それは管理措置側としてはどちらでも対応ができると思っています。

○山本専門委員 では、書きぶりについてはお任せいただけるということで了解いたしました。

○村上座長 ほかに、進め方についてはよろしいでしょうか。

○横山専門委員 先ほどの型が不明な非定型の件なのですけれども、そこに余りこだわり過ぎると方向が見えなくなるという気がしますので、現実には2005年にH型の非定型が出ている、飼料規制後に非定型が出ている、ここはもう確かな話で、あと、型別が不明にしても2003年生まれの子非定型があるかもしれないということは、その中で包括して考えても構わないと思います。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、頂きました御意見を踏まえて、評価書のたたき台について、起草委員の先生方の御意見を踏まえ、事務局に案の作成をお願いしたいと思います。担当の起草委員の先生方におかれましては、よろしくお願いいたします。

また、専門委員の先生方におかれましては、引き続き諮問内容に関する質問あるいは用

意しておいたほうが良いと思われる資料等、お気づきの点がございましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。頂きました御意見については、次回の専門調査会までに担当起草委員の先生方と検討しておきたいと思っております。

それでは、審議を進めてまいります。議事2を開始いたします。

デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価については、厚生労働省からの提出資料をもとに、起草委員の先生方にデンマーク評価書（案）たたき台について検討をいただきましたので、まずは事務局より、資料2の食品健康影響評価の前までの部分について、説明をお願いいたします。

○田中課長補佐 それでは、資料2について説明をさせていただきます。

「デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」につきまして、たたき台を作成しております。前回の調査会で、評価手法は2012年10月の評価書と同様とされましたので、この評価書案につきましても2012年10月評価書と構成は同じようになっています。今回はデンマークの対策部分を中心に説明をさせていただければと思います。

まず、ページをおめくりいただきまして、4ページ目「I. 背景及び評価に向けた経緯」ですけれども、33行目に厚生労働省から、デンマークから輸入される牛肉等の輸入条件の設定について、食品健康影響評価の要請があった旨を記載しております。

次のページをめくっていただきまして、5ページになります。18行目から「3. 諮問事項」ということになります。「(1) 月齢制限」が「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクの比較ということで、こちらの内容も厚生労働省からの諮問文書をそのまま記載しております。

6ページ目「4. 本評価の考え方」になります。こちらも2012年10月評価書と同様になっています。以下にポツが10行目以降ございますけれども、こちらにございますような考え方に基づいて評価を実施するというようなことを記載させていただいております。

ポツの一番目にごございますように、これまでのBSEのリスク評価と同様に、「①生体牛のリスク、②食肉等のリスク、③変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)発生のリスクの順で検討を行う。」ということで、その内容を記載しております。

ただ、32行目のところにごございますように、「ただし、上記のうち、*を記した事項については、2012年10月評価書以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、2012年10月評価書をもって代えることとし、本評価書において再掲しないこととした。」としております。

このため、*のついている部分以外の部分、特に19行目の牛群の感染状況については、BSEの発生状況等、また24行目、食肉等のリスクについては、と畜場の管理状況等について、デンマークについてのBSE対策を整理していくこととしております。

次に、7ページ目に行きまして、諮問内容が先ほどありましたけれども、そのうち10行目からございます(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲について、前回調査会で取りまとめを先行して行うこととされましたので、ここにそのように記載をしております。

次に、8 ページ目以降になります。こちらは、「Ⅱ．BSEの現状」ということで、BSEの現状について総論的に記載をさせていただいております。「1．世界のBSE発生頭数の推移」でございますけれども、OIEに対し報告のあったBSEの発生頭数は累計で19万662頭。これは2014年末現在の数字となっております。発生のピークは1992年でございます、年間3万7,316頭のBSE発生報告がございましたが、その後大幅に減少しまして、2012年には21頭、2013年には7頭、2014年には12頭の発生にとどまっております。このことは飼料規制の強化等による主たる発生国であるイギリスの発生頭数が激減していることに加え、同様に飼料規制を強化したイギリス以外の国における発生頭数も減少してきていることを反映しているとの記載をさせていただいております。

次の9 ページが今御説明しました、世界におけるBSE発生頭数の推移になります。こちらは2014年までのデータになりますけれども、こちらの中で*1、このほか2015年1月にノルウェーで1頭、同年2月にカナダで1頭のBSE陽性牛が報告されているということも記載をしております。

また、10ページ目になりますけれども、こちらは表1でEU等におけるBSEの検査頭数についてまとめたものになります。EUのTSEレポートから作成しているものですが、今般2013年のTSEレポートが公表されましたので、そちらのデータに更新しております。2001～2013年の間に1億1,050万頭を検査しているということになります。

次に、「2．各国のBSEの検査体制」になります。ここからデンマークについても記載をしております。デンマークはEU加盟国でございます、EUのBSE規則にのっとって対策を行っているという回答がございます。BSE検査体制ですけれども、3行目から、食用目的で処理される健康と畜牛のBSE検査は、EUでは、2013年から、加盟国の判断により実施しなくても良いということとされております。デンマークは従前、72か月齢超の健康と畜牛の検査を実施しておりましたが、2013年7月からは健康と畜牛の検査が廃止されたということがございます。

次のページに行ってくださいまして、「3．各国の特定危険部位（SRM）」につきましてまとめたものになります。SRMでございますけれども、先ほど御説明がございましたように、EUでSRMの範囲が変更になりました。そちらが4行目以降に記載しておりますけれども、腸については、EUではこれまで十二指腸から直腸までの腸管及び腸間膜とされておりましたが、2015年5月27日から、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜に変更されたということがございます。

下の表につきましては、EU、デンマークも同じ日に変更しているということがございますので、新たなSRMについて記載をしております。

次の13ページ目に「4．各国の飼料規制」の状況を記載しております。デンマークでは2001年1月に、交差汚染防止対策の観点から飼料規制が強化されております。すなわち、牛・豚・鶏の肉骨粉が牛・豚・鶏の飼料に利用できないように規制が強化されております。いわゆる完全な飼料規制というものが行われておりまして、現在もそれが行われていると

いう状況になります。

14ページ目以降は、飼料規制等のデンマークにおけるBSE対策について記載をさせていただいております。

まずは「Ⅲ．牛群の感染状況」になりますけれども、こちらはいつもどおりまとめ表を作成しております。

18ページを御覧ください。「牛群の感染状況のまとめ」ということですが、デンマークにおける国内安定性のうち、飼料給与につきましては、デンマークは1990年12月、反すう動物への反すう動物由来肉骨粉の給与を禁止したということで、1997年には反すう動物へのほ乳動物由来たん白質の給与を禁止。その後、先ほど申し上げましたように、2001年1月から全ての家畜への動物由来たん白質の給与を禁止したということでございます。

SRMの利用実態といたしましては、SRMの範囲は先ほど御説明いたしました。全てのSRMは除去されまして、肉骨粉はセメント工場で焼却されておりまして、油脂はバイオディーゼルの原料として使われているということでございます。

レンダリングの条件につきましては、1997年にレンダリング施設において、133℃ 3気圧 20分の処理を義務化されているということです。また、不溶性不純物が0.15%を超える反すう動物由来の油脂は使用が禁止されているということです。

交差汚染防止対策につきましては、2001年1月から全ての家畜用飼料に動物由来たん白質原料の使用が原則禁止となっております。

また、反すう動物用飼料を製造する建物内での動物性たん白質、魚粉などの製造は原則禁止をされているということでございます。

下にサーベイランスがございまして、現在デンマークでは、48か月齢超の死亡牛、緊急と畜牛について検査を行っているということでございます。また、健康と畜牛の検査の変遷については、2000年10月から24か月齢超の一部ということで、健康と畜牛の検査をスタートしております。その後、いくつか月齢や対象を変更していきまして、2013年7月からは国産の健康と畜牛の検査は廃止しております。ただ、輸入牛につきましては、EU域外、またはEU域内の一部の国から輸入される48か月齢超を対象に検査は実施されているということです。

また文章に戻っていただきまして、14ページになります。「(1) 生体牛、肉骨粉等の輸入」につきまして、デンマークは生体牛の輸入につきまして、1990年にイギリスからの全ての牛の輸入が禁止されたということでございます。1990年までにイギリスから輸入された全ての牛について、耳標により管理を行いまして、食料・飼料チェーンから除外されております。当該牛につきましては、生産寿命が尽きるころに殺処分され、BSE検査の後焼却されたということで、そのBSE検査の結果、全て陰性であったことが確認されております。また、生体牛の輸入につきましては、2006年にはイギリスからEU各国への輸出禁止措置も一定の条件を課した上で解除されたということで、EU域外からの生体牛の輸入については、EU規則に基づいて規制されまして、輸入時には国境検査所の獣医官による検査も行われて

いるということです。

また、肉骨粉の輸入につきましても、EU規則に基づいて規制されているということで、動物由来副産物の輸入の際には、原則としてSRMが含まれていないことなどを記した衛生証明書の添付が義務付けられ、獣医官による確認が行われているということです。

「(2) 飼料規制」については、先ほど説明しましたので省略をいたします。

次に15ページに参りまして、「2. BSEサーベイランスの状況」ということになります。デンマークにおきましては、1990年6月からBSEについての届出義務が課されまして、1998年4月からBSEの疫学サーベイランスが開始されております。

その後は健康と畜牛の対象月齢等の変更になりますので、先ほど説明しましたので省略いたします。

また、17行目からになりますけれども、デンマークで行われるサンプリング及び診断法は、EU規則に準拠しているということで、迅速診断検査につきましては、国立リファレンス研究所及びデンマーク食品獣医局の承認を受けた2カ所の民間研究所で実施されているということです。病理組織学的検査、免疫組織化学検査及びウエスタンブロット法による確定診断は国立リファレンス研究所（NRL）でのみ実施されているということです。

デンマークの各年のBSEサーベイランス頭数については、表5に示しております。健康と畜牛、死亡牛、緊急と畜牛ごとに検査頭数を記載させていただいております。

BSE陽性牛が一番右に欄がございます。1992年に1頭、初めて確認されたものになりますけれども、*3にございますが、この牛はイギリスからの輸入牛という報告がされております。

その後、2000年以降、2000年に1頭、2001年に6頭、2002年に5頭と、BSE陽性牛が確認されておきまして、デンマーク産の牛では合計18頭のBSE陽性牛が確認されているということになります。

次のページをめくっていただきまして、17ページになります。先ほどの説明と少し重なりますけれども、「3. BSE発生状況」ということで、「(1) 発生の概況」ということで、デンマークでは、1992年にイギリスから輸入され、臨床症状を呈した牛で初めてBSE検査陽性牛が確認されたということです。

デンマーク産牛では、合計18頭のBSE検査陽性牛が確認されており、これらの検査陽性牛の最若齢は39か月齢、最高齢は173か月齢、平均78か月齢と報告されております。

なお、非定型BSEにつきましては、2014年現在で1990年生まれの1頭が確認されておきまして、168か月齢のL型という報告がされております。

「(2) 出生コホートの特性」になりますけれども、BSE検査陽性牛頭数を図3に示しております。

出生時期につきましては、1996年生まれが最も多く確認されております。デンマークにおいて、完全な飼料規制が2001年1月に規制強化されておりますけれども、2001年1月以降に生まれた牛では、BSE検査陽性牛は確認されていないということで、1999年3月に生ま

れた牛を最後に、これまでの16年間に生まれた牛にBSEの発生は確認されていないということです。

次に、「IV. SRM及び食肉処理」の部分になります。こちらにもまとめ表を作成しております。

21ページを御覧ください。と畜場での検査、また、SRM除去の実施状況等についてまとめております。

まず、と畜場での検査になりますけれども、と畜場に搬入される全ての牛について、DVFAの獣医官が目視でと畜前検査を実施するというので、と畜前検査において、神経過敏等のBSE様の臨床症状を示したものは、月齢にかかわらずBSE検査が実施されるということです。

健康と畜牛の検査につきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。

また、圧縮した空気又はガスを頭蓋内に注入する方法によるスタンニング、ピッシングにつきましても、いずれも実施をしていないということでございます。

SRMの除去につきましては、30か月齢超の牛の脊柱は食肉処理施設で除去されるということで、SRMの除去は獣医官により確認がされるということです。また、除去されたSRMは青色のインクで着色され、専用の容器に廃棄されるということです。

除去の実施方法につきましては、背割り鋸が1頭ごとに洗浄されております。脊髄は、枝肉の背割り後に専用の器具または吸引装置により除去されております。また、脊髄の除去は、獣医官により確認がされております。全ての施設においてSSOP及びHACCPが導入されているということです。

MRMについては、製造していないということです。

戻っていただきまして、20ページ「(2) トレーサビリティ」になります。

デンマークでは、と畜場における月齢確認には個体ごとに管理された耳標が使用されているということで、個体の識別が明らかでない場合は、と畜は許可がされないということでございます。

また、下のほうになりますますが、出生、死亡及び移動があった場合には7日以内に報告し、耳標は20日以内に装着することが義務づけられているということでございます。

また、デンマークの牛のと畜場及びと畜頭数になりますけれども、牛のと畜場は2014年現在で78施設ということです。牛の年間と畜頭数は2012年のデータでは約49.2万頭でございます。30か月齢超が約21万頭ということです。なお、牛の飼養頭数につきましては、2014年のデータによると約157万頭との回答がございます。

以上で説明を終わります。

○村上座長 ありがとうございます。

起草委員の先生方、追加説明はないでしょうか。

○山本専門委員 19ページの12行目に1カ所、「回腸遠位部を含む腸及び腸間膜は、胃と分けて除去される。」という文章を記載したのですが、5月27日付でSRMの範囲が変更

されたということもありますし、この部分については記載する必要は特段ないのではないかという気もいたしますし、これを削除してもよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○村上座長 ありがとうございます。

今の山本先生の追加の点も含めて、御質問、御意見をお願いしたいと思いますが、まず最初に先ほどの点、いかがでしょうか。SRMの範囲が腸管について変更されたことに伴う除去の方法等、これから変化するというので、この部分を削除したいということですが、いかがでしょうか。

よろしいですね。

(「はい」と声あり)

○村上座長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

いつものとおりでございますが、審議部分が長いので区切って確認させていただきたいと思います。

まず、最初に「Ⅰ．背景及び評価に向けた経緯」のところの問題がある点、御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですね。

では、8ページ、デンマークにおける「Ⅱ．BSEの現状」について、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、「Ⅲ．牛群の感染状況」について、14ページ以降のところですか。いかがでしょうか。よろしいですか。

最後に、19ページ以降「Ⅳ．SRM及び食肉処理」についての記載内容についてはいかがでしょうか。ここは最初に19ページ、山本専門委員から12行目の「回腸遠位部を含む腸及び腸間膜は、胃と分けて除去される。」の部分については、SRMの範囲の変更に伴い除去することが妥当ということに先ほどさせていただきました。

ほかにございませんか。

○横山専門委員 一つよろしいですか。ここでのSRMの表記というのは、それぞれの国での定義ですよね。一方、評価のときに、これは確認にもなるのでしようけれども、輸入されるまたは国内でのリスクを考えるというのは、我が国のSRMの定義を当てはめる。ですから、SRMという言葉の中に2種類の意味が混在しているところが、少し紛らわしいのかなという気がします。

実際には我が国のほうがさらにSRMの定義としては狭いので、EUのデンマークでのSRMの除去というのは、日本よりもたくさん部分、長い消化管の部分除去されているという観点からすると、全体の流れとしては問題ないのしょうけれども、もう少しそれぞれの違いが明確になるような表現を工夫する必要があるかという気は少ししました。

○村上座長 わかりました。

それはもう少し具体的に言うとどのようなことですか。

○山本専門委員 この部分はデンマークにおけるSRMの範囲とその除去の方法について記載して、その時点でのデンマークのリスクがどのようになっているのかということの評価。あと、最終的な評価のところについては、食品健康影響評価で日本のSRMとの比較においてどうこうという話にしたいと思ひまして、後ろのほうに日本におけるSRMというような記載を入れてありますので、それとの比較をして健康影響評価の最終判断ということできかがでしょうか。

後でそのまとめのところをもう一度全文読み上げをした後、ちょっと考えていきたいと思うのです。

○横山専門委員 それで良いかと思ひます。失礼しました。

○村上座長 ほかにございませんでしょうか。

では、続きまして、山本専門委員から「V. 食品健康影響評価」について説明いただきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○山本専門委員 それでは、「V. 食品健康影響評価」の案について、説明させていただきたいと思ひます。

まずは、いつものように事務局から全文の読み上げをお願ひできますでしょうか。

○大快係員 それでは、資料2の22ページからの「V. 食品健康影響評価」部分について、読み上げさせていただきます。

V. 食品健康影響評価

食品安全委員会プリオン専門調査会は、これまで参照した各種文献、厚生労働省から提出された評価対象国に関する参考資料等を用いて審議を行い、それにより得られた知見から、諮問内容のうち、デンマークについて、(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する取りまとめを行った。

1. BSEの発生状況

世界のBSEの発生頭数は累計で190,662頭であるが、年間の発生頭数は、1992年の37,316頭をピークに減少し、2012年には21頭、2013年には7頭、2014年には12頭となっている(2014年末現在)。

デンマーク産牛では、18頭のBSE感染牛が確認されており、うち1頭は非定型BSEである。出生年でみた場合、1999年3月生まれの1頭を最後にBSE感染牛は確認されていない。

2. 飼料規制とその効果

デンマークにおいては、動物由来たん白質(牛乳、乳製品等一部のものを除く。)について、全ての家畜への給与を禁止する飼料規制が2001年1月に導入された。交差汚染防止対策まで含めた飼料規制の強化が行われてから、デンマークでは14年以上が経過している

(2015年5月現在)。

また、デンマークにおいては、OIEが示す「管理されたリスクの国」に要求される10万頭に1頭のBSE感染牛が可能なサーベイランスが実施されている。飼料規制が強化された後に生まれたBSE検査陽性牛は確認されていないことから、デンマークにおける飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断した。

3. SRM及び食肉処理

デンマークにおいては、日本におけるSRMの範囲より広い範囲をSRMと定義し、SRMの除去やピッシングの禁止などの食肉処理工程における人へのBSEプリオンの曝露リスクの低減措置がとられている。

したがって、牛肉及び牛内臓による人へのBSEプリオンの曝露リスクは、BSE対策の導入以降、飼料規制等による牛へのBSEプリオンの曝露リスクの低下とも相まって、極めて低いレベルになっているものと判断した。

4. 牛の感染実験

本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

5. 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD)

本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

なお、vCJDは、2014年末現在、世界中で229例が報告されており、近年においては、2012年に2例、2013年に1例、2014年に1例のみの発生となっている。

デンマークにおいてはvCJDの発生は確認されていない。

6. 非定型BSE

本事項については、2012年10月評価書のとおりである。

なお、2014年末現在、デンマークでは1頭(168か月齢)の非定型BSEが確認されており、L型であった。

7. まとめ

(1) 牛群のBSE感染状況

デンマーク産牛では、これまで18頭のBSE感染牛が確認されているが、2001年1月から飼料規制が強化されており、それ以降に生まれた牛にはBSE感染牛は確認されていない。引き続きBSEの発生状況等の確認は必要であるが、デンマークにおける飼料規制等の有効性は高いことがサーベイランスにより確認されている。なお、デンマークにおいては、EUの定めたサーベイランス水準を満たしており、結果としてOIEの定めた10万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能な水準を満たしている。

（２）BSE感染牛組織の異常プリオンたん白質蓄積と人への感染リスク

デンマークにおいては、仮にBSEプリオンによる汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、2012年10月評価書に記載のとおり、牛におけるBSEプリオン摂取量は、感染実験における英国BSE感染牛脳組織1g相当以下と想定される。1g経口投与実験では、投与後44か月目以降に臨床症状が認められて中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出されたが、投与後42か月目（46か月齢相当以上）までには検出されていない。なお、BSEの脳内摂取実験では、発症前の最も早い時期に脳幹で異常プリオンたん白質が検出されたのは発症前7～8か月であることから、さらに安全を考慮しても、30か月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたん白質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられる。

vCJDの発生については、最も多くのvCJDが発生していた英国においても、2000年をピークに次第に減少してきている。vCJDの発生はBSEの発生との関連が強く示唆されているが、近年、vCJDの発症者は世界全体で大幅に減少し、2014年には1名となっていることから、この間の飼料規制やSRM等の食品への使用禁止を始めとするBSE対策が、牛のみならず人への感染リスクを顕著に減少させたものと考えられる。

なお、非定型BSEが人へ感染するリスクは否定できない。現在までに、日本の23か月齢の牛で確認された1例を除き、大部分は8歳を超える牛で発生している（確認時の年齢の幅は6～18歳）。また23か月齢で確認された非定型BSE陽性牛の延髄における異常プリオンたん白質の蓄積量は、BSEプリオンに対する感受性が高い牛プリオンたん白質を過剰発現するトランスジェニックマウスにも伝達できない非常に低いレベルであった。このような状況を踏まえ、非定型BSEに関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクはあったとしても無視できると判断した。

（３）評価結果

現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提とし、上記（１）及び（２）に示した牛群のBSE感染状況及び感染リスク並びにBSE感染における牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、デンマークに関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓（扁桃及び回腸遠位部以外）の摂取に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難い。

したがって、以上の知見を総合的に考慮すると、諮問内容のうちデンマークに係る（１）の輸入月齢制限及び（２）のSRMの範囲に関する結論は以下のとおりとなる。

①月齢制限

デンマークに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視

できる。

②SRMの範囲

デンマークに係る輸入条件に関し、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

以上です。

○山本専門委員 ありがとうございます。

全文読み上げていただきましたけれども、いま一度繰り返しになりますが、ポイントだけ御説明させていただきます。

全体としては、2012年10月の評価書、仏、蘭の部分、それからアイルランド、ポーランド、スウェーデン、ノルウェー、それと並びをとる形で整理をさせていただきました。

「1. BSEの発生状況」ですが、デンマークではデンマーク産牛では18頭のBSE感染牛が確認されています。うち1頭は非定型BSEです。出生年で見えた場合、1993年3月生まれの1頭を最後にBSE感染牛は確認されていません。

「2. 飼料規制とその効果」ですが、完全飼料規制は2001年1月から実施され、14年以上が経過しています。飼料規制強化後に生まれたBSE検査陽性牛が確認されていないことから、デンマークにおける飼料規制はBSEの発生抑制に大きな効果を発揮していると判断しました。

「3. SRM及び食肉処理」ですが、日本におけるSRMの範囲より広い範囲をSRMと定義しております。食肉処理工程における人へのBSEプリオンの曝露リスクの低減措置がとられているものと考えました。

4～6番目は、これまでの評価書の内容と変わりませんので省略させていただきます。

「7. まとめ」の部分ですが、仏、蘭、アイルランド、ポーランド、スウェーデン、ノルウェーと同じ書きぶりの文章となっております。

以上で説明を終わります。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの山本専門委員からの御説明について、御質問や御意見を頂きたいと思いますが、その前に本日御欠席の専門委員から、事前に御意見等頂いておりますでしょうか。

○田中課長補佐 本日欠席の専門委員から、事前に御意見等の提出は頂いておりません。

○村上座長 それでは、質問、御意見をお願いいたします。

先ほどの横山専門委員からの御質問についても、いかがでしょうか。

○横山専門委員 申しわけありませんでした。

評価書の中では、SRMは基本的にはデンマークのものを特に記載がない限り示していると

理解いたしました。

○村上座長 ほかにございませんでしょうか。

○中村（好）専門委員 蛇足かもしれませんが、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生状況につきましては、厚生労働省の研究班のサーベイランス委員会で把握している事実と、全く今回の案に記載されていることは一致しております。このとおりだと判断しております。

○村上座長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○熊谷委員長 ちょっとさかのぼってしまってすみません。14ページの記載なのですが、「1. 飼料規制等の概要」の（1）の中ごろに、「その後、2006年には英国から」という文章があります。肝心のデンマークのことが書いてないのですが、恐らくデンマークは英国から入れていないのではないかと考えているのです。

それから、その次の文章はデンマークのことを書いていると思うのですが、要するにデンマークのことがわからないので、それを書き加えていただければと思いますが、どうでしょうか。私の全くの勘違いなのか。

○村上座長 いかがでしょうか。

○本山係長 前回の調査会でも、デンマークは輸入牛がかなり多くあったということで、輸入牛の頭数について御質問いただきまして、今回も資料を用意しておるのですが、ページ数がないもので、今回も口頭だけで御説明させていただくのですが、2006年以降英国からの輸入をデンマークは再開しております。頭数が2006年16頭、2007年23頭と、さほど多いものではないとは思いますが、輸入が再開されております。

こちらに記載しております「一定の条件を課した上で」というものですが、こちらはEU全体として、EU規則で英国で1996年8月以降に生まれたもしくは育てられた牛を除くという条件を課した上で、英国からのEU域内への輸出がEU全体として認められて、デンマークにも輸入されてございます。

続きの「輸入時には」というところも、デンマークへの輸入時にはというところで、デンマークについての記載となってございます。

○熊谷委員長 わかりました。

そうしたら、「2006年には英国からデンマークを含むEU各国」という言い方で大丈夫ですか。

○本山係長 では、そのように修正させていただこうと思います。

○熊谷委員長 それから恐らくその次の文章も、「規制され、輸入時には、国境検査所の」ところで、「EU域外からの生体牛のデンマークへの輸入については」と記載できるかどうか。

○本山係長 先生、今の表現は、「EU域外からデンマークへの生体牛の輸入については」とさせていただくということでよろしいでしょうか。

○熊谷委員長 はい。

○村上座長 ありがとうございます。

では、それをお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○横山専門委員 今の箇所なのですけれども、これだけで生体牛、BSEに関してチェック機能が働いているというようには評価できない。要は、生きているうちの検査ができない。ですから、もし記載するのであれば、この牛たちがちゃんと追跡されて大丈夫だったというようなことが必要になってくるかと思います。

○村上座長 それは、その数行前のところにイヤータグで標識されて管理と追跡が行われるという記載、これでは読めないですか。

お願いします。

○本山係長 今の座長から補足をいただいた部分は、1990年のイギリスからの輸入禁止までのものについては青色で特別な管理がされまして、全頭BSEの検査もされて、食料・飼料チェーンに入っていないという対策がとられております。

この輸入禁止前の英国からの輸入牛以外につきましては、赤色の耳標で管理がされておまして、検査につきましては、15ページ目「2. BSEサーベイランスの状況」の14行目から記載しております。「EU域外又はEU域内の一部の国から輸入される48か月齢超の牛については、検査を実施する」というような記載でございます。

この中のEU域内の一部の国というのが、EUに一番新しく加盟した3カ国になっておりますので、横山先生の御懸念が例えば輸入が解禁された後のイギリスからの輸入牛ということでしたら、耳標では輸入牛という管理はされておるのですけれども、健康と畜牛という形では検査はされていないものだと思います。

○村上座長 よろしいでしょうか。

○佐藤委員 ちょっと戻るのですけれども、先ほど熊谷委員長から御質問のあったところで、10行目からの2つの文章なのですけれども、これはEU全体でこのように決めてこのようにやっているという話ですよね。そうすると、そこではこれはこのままにしておいて、デンマークもそのような規制に基づいて英国から輸入したとかEU域外から輸入したとかという、新しい文章を加えておいたほうが良いのではないのでしょうか。

というのは、多分EUについての、また何か評価書を書くのだらうと思うのですけれども、そのとき々また全部いじらなくてはならないので、これはEU全体の決めたことであるから、これはこのまま残して、そのときデンマークがどうしたのだということをはっきりわかるように書いておいたほうがよろしいのではないかと思うのです。

○村上座長 今の佐藤先生のお話、いかがでしょうか。

○山本専門委員 後ろにデンマークについては、英国を含むEU域からの輸入を解除して、その後輸入時には国境検査所の獣医官による検査が行われているという一文をつけ加えるような形にいたしましょうか。

○佐藤委員 そのほうが多分、もしそれで同じことが言えるのであれば、あといろいろ良

いのではないかと思うのです。

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、御指摘に従いまして修文するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○山本専門委員 あと、輸入牛についての検査は、これは健康と畜牛を検査しないのではなくて、48か月齢超を検査するというようには読めるのですが。

○本山係長 すみません。EU域外からのものについては48か月齢超のもの全て、EU域内の場合は3カ国、ブルガリアとクロアチアとルーマニアからの輸入牛で、48か月齢超のものについては検査を行いますので、それ以外のEU域内の国からの輸入牛については健康と畜牛の検査が行われておりません。もしこの文章がわかりにくいようでしたら、修文はまた検討いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村上座長 文章の構成として、基本的にやはりEU域内の動きとして動いているので、まずEUがこうだと、先ほどの佐藤先生のお話のとおり、それを受けた形でデンマークはこうだ、域内で検査をするのはこうだというように序列を組んでいったほうがわかりやすいかと思います。

そのような形で、山本先生、御検討いただくということでいかがでしょうか。

○山本専門委員 はい。そこのところは少し考えさせていただいて、皆様方にまた回したいと思いますけれども、よろしいですか。

○村上座長 ありがとうございます。

○鋤柄評価第二課長 今の15ページの「EU域内の一部の国」という部分でございますけれども、今も御質問ありましたように、ちょっと不明瞭でございますので、必要であれば3か国を明示するというような方法も一つの案かと思いますが、いかがでございましょうか。

○村上座長 そのほうがわかりやすいと思います。

調べなければわからないのではなく、明記したほうがよろしいかと思います。お願いいたします。

ほかにございませんか。ないようですので、取りまとめをさせていただきたいと思いません。

デンマークに関する諮問事項（1）及び（2）の評価結果については、評価書（案）のとおりとし、先ほど御意見、御指摘をいただきました点を修正して、基本的には結論としては原案どおりという形でよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの御意見、御指摘を修正した上で、結論については合意が得られましたので、評価書（案）の修文について私に御一任いただいでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○村上座長 ありがとうございます。

それでは、今後必要な修文を行った上で、起草委員の先生とのやりとりで私に一任いただき、食品安全委員会に報告したいと思います。

続きまして、参考資料3について、事務局から報告をお願いいたします。

○本山係長 それでは、参考資料3につきまして、御報告をさせていただきます。

先週5月24日から29日まで、フランスのパリで第83回OIE総会が開催されました。その結果、BSE関係で新たな情報がございましたので御報告させていただきます。

まず1点目。こちらの資料にお示ししております「OIEのBSEリスクステータスの状況」ということですが、リスクステータスに関して新たな認定がございました。下線を振ってございます、アイルランド、キプロス、スイス、チェコ、フランス、リヒテンシュタイン、この6か国はいずれもこれまで管理されたリスクの認定を受けておりましたが、今回の2015年5月のOIE総会において、無視できるリスクの国として新たに認定されました。

また、この表の中には記載がないのですけれども、ルーマニアが昨年2014年5月末に無視できるリスクの国として認定を受けました。それまでいわゆる非発生国、発生がなかった国だったのですが、無視できるリスクになった翌月6月20日付でOIEにBSEの発生が確認されたということで報告がなされております。

そちらにつきましては、非定型のL型ということまでわかっておるのですけれども、月齢などについてはOIEに報告がされておらず、OIEで無視できるリスクステータスをsuspension、保留されておりましたが、今回の5月末のOIE総会で無視できるリスクステータスのリストから削除されたということになってございます。

もう一点、OIEコードについても改正がされたと聞いております。内容といたしまして、非定型BSEが検出された場合の影響を最小限にするために、非定型BSEの取り扱いを変えるということについて、OIEで採択されたというような情報がございます。実際に何をどのように変えるのか、どのようなものが決まったのかという詳細が不明ですので、詳細が確認でき次第、改めて御報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○村上座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告内容について、御質問等はございますでしょうか。

では、また判明しましたらご報告いただきたいと思います。

以上をもちまして、予定された議事につきましては一通り議論いただきました。事務局から、ほかに何かございますでしょうか。

○田中課長補佐 ございません。

○村上座長 それでは、本日の審議は以上とさせていただきます。

次回につきましては、日程調整の上お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。